

茨城工業高等専門学校教員採用要項

令和8年5月26日
制 定

(趣旨)

第1条 この要項は、茨城工業高等専門学校教員任用規程(以下「教員任用規程」という。)第6条の規定に基づき、教員採用人事の手続に関し必要な事項を定める。

(配置要望及び発議)

第2条 採用人事を開始しようとする系、部その他関係組織(以下「発議組織」という。)の長は、教員任用規程第5条第2項に規定する発議書に、次に掲げる書類を添えて、教員任用審査会(以下「審査会」という。)に提出する。

- (1) 教員配置要望書
- (2) 公募要領案
- (3) 審査基本方針案
- (4) その他審査会が必要と認める書類

(公募要領案)

第3条 公募要領案の作成に当たっては、教員任用規程別記に定める職位別水準(以下「職位別水準」という。)を踏まえるものとする。

(採用人事の開始等)

第4条 審査会は、発議組織から提出された書類を審議し、次に掲げる事項を決定するものとする。

- (1) 採用人事開始の適否
- (2) 公募要領
- (3) 審査方針
- (4) 人事選考委員会の設置

2 審査方針には、次に掲げる事項を含めるものとする。

- (1) 一次審査及び二次審査の実施方針
- (2) 審査の観点及び方法
- (3) 審査の日程及び手順
- (4) その他審査に必要な事項

3 審査方針を定めるに当たっては、職位別水準、公募要件、担当分野の特性及び本校の教育研究上の必要性を踏まえるものとする。

(人事選考委員会)

第5条 人事選考委員会(以下「委員会」という。)の構成員は、審査会が指定するものとし、原則として次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 世話人
- (2) 校長
- (3) 副校長(総務主事)及び副校長(教務主事)
- (4) 当該発議組織から選出された教員
- (5) その他校長が必要と認める者

2 世話人は、原則として当該発議組織の長をもって充てる。

3 委員会の構成員は、公正な審査に支障を及ぼすおそれがある場合は、審査に関与しないものとする。

(公募及び審査)

- 第6条** 委員会は、審査会が決定した公募要領及び審査方針に基づき、公募及び採用審査を行う。
- 2 一次審査及び二次審査は、審査方針に基づき実施するものとする。
- 3 二次審査には、原則として模擬授業及び面接を含めるものとする。
- 4 応募状況その他の事情により、審査会が必要と認めた場合は、一次審査及び二次審査を統合して実施することができる。

(採用候補者の選考)

- 第7条** 委員会は、審査方針に基づき、採用候補者を選考する。
- 2 委員会は、審査過程及び審査結果を取りまとめ、審査会に報告するものとする。

(採用候補者の決定)

- 第8条** 審査会は、委員会からの報告を受けて審議を行い、採用候補者を決定する。
- 2 審査会は、必要に応じ、専門分野の業績評価、授業方法の評価その他必要な事項について、委員会の構成員に説明又は意見を求めることができる。

(記録)

- 第9条** 審査会及び委員会は、採用選考に係る公募要領、審査方針、審査過程、審査結果その他必要な事項を記録するものとする。

(雑則)

- 第10条** この要項に定めるもののほか、教員採用人事の手續に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則 (令和8年5月26日制定)

- 1 この要項は、令和8年6月1日から施行する。
- 2 茨城工業高等専門学校における教員採用人事の手續きについて（平成29年6月22日教員任用審査会承認）は、廃止する。